

## 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

**定期購入の契約は、慎重に！  
「お試し」や「初回限定」などのことばに  
注意！**

◆「お試し」「初回限定」などの文言で、契約内容をよく確認せず、1回だけの購入と思い、申し込みをしたが、実際は定期購入になっており、解約したいという事例が増えています。

○最終確認画面では、継続契約であることや支払い総額、契約期間などを広告に表示することが決められています。

○これらを最終確認し、納得したうえで、申し込みをするようにしましょう

○通信販売には、クーリング・オフの適用はありません  
購入者の都合で解約や返品ができるかどうか、その際の条件などは、販売サイト上の表示内容に従うこととなります。

**※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう**

◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

◆ 長野市消費生活センター 224-5777  
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課  
消費生活センター  
〒380-0835  
長野市大字南長野新田町 1485-1  
長野市もんぜんぷら座 4階  
電話 026-224-5777  
FAX 026-223-1818